

欠格事由非該当申出書

病院の開設等に関する事前協議を行うにあたり、下記欠格事由のいずれにも該当しないことを申し出ます。

平成 年 月 日

奈良県知事 殿

住 所

(法人の場合は主たる事務所の所在地)

氏 名

(法人の場合は名称及び代表者氏名)

印

(欠格事由)

- (1) 開設者（法人の場合はその代表者を含む）又は管理者が開設する病院又は診療所が、医療法第29条第1項の規定に基づき病院、診療所の開設の許可を取り消され、又は期間を定めてその閉鎖を命じられた場合で、その取消の日又は閉鎖を命じられた期間の満了の日から5年を経過していない。
- (2) 開設者（法人の場合はその代表者を含む）又は管理者が開設する病院又は診療所が、健康保険法（大正11年法律第70号）の規定により保険医療機関又は保険薬局に係る同法第63条第3項第1号の指定を取り消され、その取消の日から5年を経過していない。
- (3) 開設者（法人の場合はその代表者を含む）又は管理者が開設する病院又は診療所が、保険給付に関し診療又は調剤の内容の適切さを欠くおそれがあるとして重ねて健康保険法第73条第1項（第85条第9項、第85条の2第5項、第86条第4項、第110条第7項及び第149条において準用する場合を含む。）の規定による指導を受けている。
- (4) 開設者（法人の場合はその代表者）又は管理者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者である。
- (5) 開設者（法人の場合はその代表者）又は管理者が、健康保険法又は健康保険法施行令（大正15年勅令第243号）第33条の3第1項各号に定める法律の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者である。
- (6) 開設者が次の各号のいずれかに該当する。
 - ア 開設者及びその役員（非常勤の役員を含む。以下「役員等」という。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められる。
 - イ 暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる。
 - ウ 役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していると認められる。
 - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していると認められる。
 - オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる。

欠格事由非該当申出書について

開設者等（法人の場合はその代表者等を含む）又は管理者が、次の（１）から（６）までの欠格事由のいずれにも該当しないことを確認するため、事前協議申出者から提出していただくものです。

なお、申出書の記載内容に虚偽が含まれていることが明らかになった場合又は開設者等が欠格事由のいずれかに該当することとなった場合は、当該申し出にかかる事前協議は審査の対象から除外することとします。

（欠格事由）

（１）開設許可の取消等を命じられてから５年以内の者（医療法）

（１）開設者（法人の場合はその代表者を含む）又は管理者が開設する病院又は診療所が、医療法第２９条第１項の規定に基づき病院、診療所の開設の許可を取り消され、又は期間を定めてその閉鎖を命じられた場合で、その取消の日又は閉鎖を命じられた期間の満了の日から５年を経過していない。

（２）保険医療機関等の指定を取り消されてから５年以内の者（健康保険法）

（２）開設者（法人の場合はその代表者を含む）又は管理者が開設する病院又は診療所が、健康保険法（大正１１年法律第７０号）の規定により保険医療機関又は保険薬局に係る同法第６３条第３項第１号の指定を取り消され、その取消の日から５年を経過していない。

（３）保険給付に関して、国の指導を重ねて受けている者（健康保険法）

（３）開設者（法人の場合はその代表者を含む）又は管理者が開設する病院又は診療所が、保険給付に関し診療又は調剤の内容の適切さを欠くおそれがあるとして重ねて健康保険法第７３条第１項（第８５条第９項、第８５条の２第５項、第８６条第４項、第１１０条第７項及び第１４９条において準用する場合を含む。）の規定による指導を受けている。

(4) 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終えていない者（すべての法令）

(4) 開設者（法人の場合はその代表者）又は管理者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者である。

(5) 保健医療関係法令により罰金刑に処せられ、その執行を終えていない者
（保健医療関係法令：医師法、医療法、薬事法、健康保険法等）

(5) 開設者（法人の場合はその代表者）又は管理者が、健康保険法又は健康保険法施行令（大正15年勅令第243号）第33条の3第1項各号に定める法律の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者である。

(6) 暴力団関係者（暴対法）

(6) 開設者が次の各号のいずれかに該当する。

ア 開設者及びその役員（非常勤の役員を含む。以下「役員等」という。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められる。

イ 暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる。

ウ 役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していると認められる。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していると認められる。

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる。

欠格事由（５）の対象となる保健医療関係法令

（参考法令）

健康保険法施行令 第３３条の３

法第６５条第３項第３号、第７１条第２項第２号、第８０条第７号、第８１条第４号、第８９条第４項第５号及び第９５条第８号の政令で定める法律は、次のとおりとする。

- 一 船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）
- 二 医師法（昭和二十三年法律第二百一号）
- 三 歯科医師法（昭和二十三年法律第二百二号）
- 四 保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百三号）
- 五 医療法（昭和二十三年法律第二百五号）
- 六 国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）
- 七 国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）
- 八 薬事法（昭和三十五年法律第四百十五号）
- 九 薬剤師法（昭和三十五年法律第四百十六号）
- 十 地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第一百五十二号）
- 十一 高齢者の医療の確保に関する法律